

■■■2018 新春特別レポート■■■

絶対利用しない手はない！

個人事業主の  
超おいしい節税方法 NO.1

# 青色申告のメリットとは

確定申告代行センター

Produce by 梅川公認会計士・税理士事務所

# 青色申告の5大メリットとは

フリーランスなど個人事業の方は青色申告が絶対にお勧めです。その理由を下記に述べます。ぜひ参考に見てみてください。

## 1. 10万円以上の節税ができる。

所得税の計算は、簡単に言えば、「収入の金額」から「かかった経費の金額」を差し引いた「所得」に対して一定の税率をかけて算出します。その際に青色申告を行っていれば、最高で65万円を所得から差し引くことができます（これを青色申告控除といいます）。

どれほどのメリットかという点、所得税率が10%の方（所得が330万円以下）であれば、所得税が65,000円、住民税もほぼ65,000円合わせてなんと130,000円が節約できます。税率が20%の方であればさらに節約額は約20万円にもなります。

65万円の控除は月割りではなく「年額」です。たとえ12月に開業したとしても申告時にはまるまる65万円の控除が全額使えます。

## 2. 赤字を3年間繰り越すことができる。

所得税の計算は、原則その年度限りで完結します。その年度が赤字であれば、所得税も発生しませんから確定申告自体がする必要もありません。ところが、青色申告を選択していると、その年度が赤字であれば、その赤字額を最長3年間次年度に繰り越すことができます。

例えば、2016年100万円の赤字、2017年300万円の黒字である場合、2017年の課税所得は、300万円-100万円の200万円となります。何らかの原因である年度、事業が不調で赤字になってしまってもその赤字分を翌年の黒字から差し引くことが出来るわけです。

## 3. 家族に給料を払うことができる。

青色申告を行っていると、家族への給与（専従者給与といいます）を支払うことができます。青色申告を行っていない場合（白色申告）でも家族への給与は認められますが、配偶者は年間86万円まで、その他の親族は、年間に50万円までしか認められません。一方、青色申告を行っていれば、限度額に制限がなく、事前に届け出た金額を給与として払うことが認め

られます。

家族に給与を支払うことのメリットは、所得の分散です。所得税は、課税所得が大きくなるほど税率も高くなる累進課税という仕組みになっています。そのため、所得を分散すればおのおのには低い税率が適用されるため、トータルでは税金は安くて済みます。

例えば、課税所得が 500 万円だと、所得税の税率は 20%が適用ですから税金は 100 万円です。ところが、二人で 250 万円ずつにすれば、税率は 10%で済みますので税金はおのおのが 25 万円ずつ。合計で、50 万円となり半額に節税できます。

## 4. 一括経費として認められるケースも

30 万円未満の資産を購入した場合その全額が一括経費として認められる。パソコンや複合機など 10 万円以上の資産（減価償却資産といいます）を購入した場合、原則は減価償却という手続きを経て、購入した金額を耐用年数で割った金額のみがその年の経費となります。

例えば、パソコンの法定耐用年数は 4 年です。1 月に 20 万円のパソコンを購入してもその年に経費として落とせる金額は、 $20 \text{ 万円} \div 4 \text{ 年}$ の 5 万円しかありません。しかも月割りになりますから、7 月に購入していれば初年度はさらに 12 分の 6 の 2 万 5 千円しか経費になりません。

ところが、青色申告の場合、30 万円未満の資産はその全額をその年の経費にできます。月割りではないので 12 月に購入していても全額を経費として落とすことができます。

## 5. 経費として落とせる範囲がより広くなる

明文で規定されているわけではありませんが、運悪く税務調査が入った場合、あるいは税務署から申告内容についてお尋ねが来た場合、青色申告でしっかり帳簿に記載してある経費は否認を受けにくくなります。

逆に、白色申告の場合、自宅をオフィスとして活用している分の家賃や光熱費の一部などを経費として計上していると否認を受けてしまうなどのリスクがあります。税務署にしっかりと経費を経費として認めてもらうためにも青色申告は有効です。

# 青色申告を行うには

## 1. 税務署に青色申告申請承認書を提出

申請書は、事業を開始してから 2 か月以内に所轄の税務署に提出する必要があります。ある年度に白色申告から青色申告に切り替える場合には、その年の 3 月 15 日までに所轄の税務署に提出する必要があります。

## 2. 迷わず 65 万円控除を選択すべし

青色申告には 10 万円控除と 65 万円控除の 2 種類がありますが、迷わず 65 万円控除を選択してください。10 万円控除と 65 万円控除の違いは、作成する会計帳簿が「簡易」の帳簿であるか否かです。65 万円控除を受けるためには、簡易でない複式簿記による「正規」の帳簿を作成する必要があります。

たしかに、簡易の帳簿は作成が楽ですが、白色申告でも簡易の帳簿を作成する必要があります。わずかな違いですので迷わずに節税メリットの大きい 65 円控除を選択しましょう。

## 3. 複式簿記で会計帳簿を作成

複式簿記での会計帳簿を作成する必要がありますが、弥生会計や freee、マネーフォワードなどの会計ソフトを利用するとよいでしょう。

それでも領収書などを一枚一枚ソフトに入力していくのはやはり手間がかかります。また、簿記の基本的な知識がないと正確な会計帳簿の作成はなかなか難しいものです。そのような場合は、税理士事務所が運営する私たち確定申告代行センターへすべて丸投げしてください。もちろん費用はかかりますが、10 万円以上の節税効果を考えれば安いものです。

## 4. 毎年確定申告する必要あり

白色申告の場合、所得が 0 以下の場合、そもそも確定申告する必要がありません。しかし、青色申告を選択したらたとえ赤字でも毎年確定申告しなければなりません。ただし、メリッ

